

平成 29 年 3 月 21 日

登録講習受講者の皆様へ

一般社団法人日本ボイラ協会神奈川支部

登録講習の受講における公的書類による確認について

平素より当支部を御利用いただき御厚情のほど、心より御礼申し上げます。
今般、平成 29 年 3 月 10 日付の労働安全衛生法の一部改正により、義務づけられていた登録講習受講申込書や帳簿等に本籍地（都道府県）を記載することが不要となりました。

つきましては、平成 29 年 4 月度開催以降の講習から受講申込書等から本籍地欄を削除し、昨年より本籍地確認のため本籍地記載の公的書類をご準備いただく等のご協力をいただいておりますが、本籍地の記載と確認を廃止させていただきます。

なお、修了証に記載する「氏名・生年月日」の確認につきましては、受講日当日に自動車運転免許証あるいはその他の証明書等をご提示いただき、ご本人確認をさせていただきます。

※ご本人確認可能な証明書等

- ①国や県で発行された免許証（自動車運転免許証、2級ボイラー技士免許等）
- ②マイナンバーカード、住民票、住基カード、戸籍抄本（謄本）
- ③健康保険被保険者証（健康保険証）
- ④パスポート（旅券）
- ⑤学生証、卒業証明書
- ⑥外国籍の方：外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書

【登録講習】

- ①ボイラー実技講習
- ②ボイラー取扱技能講習
- ③普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- ④化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習

【実施日】

平成 29 年 4 月 1 日以降開催する上記の講習よりお願いいたします。

◎個人情報の保護について

ご提示いただきました個人情報は、上記講習修了証発行業務のみに利用させていただきます。